

～ 横取り装置の警告灯等の定期検査後、横取り材の収納の確認を失念し、
 レールに被せた状態であったため、列車が横取り材に乗り上げ脱線した事故 ～

鉄道事業者名：横浜市交通局
 事故種類：列車脱線事故
 発生日時：令和元年6月6日5時23分ごろ
 発生場所：神奈川県横浜市
 1号線 ^{しもい}下飯田駅～^{たてば}立場駅間（複線）
 関内駅起点17k889m付近

<概要>

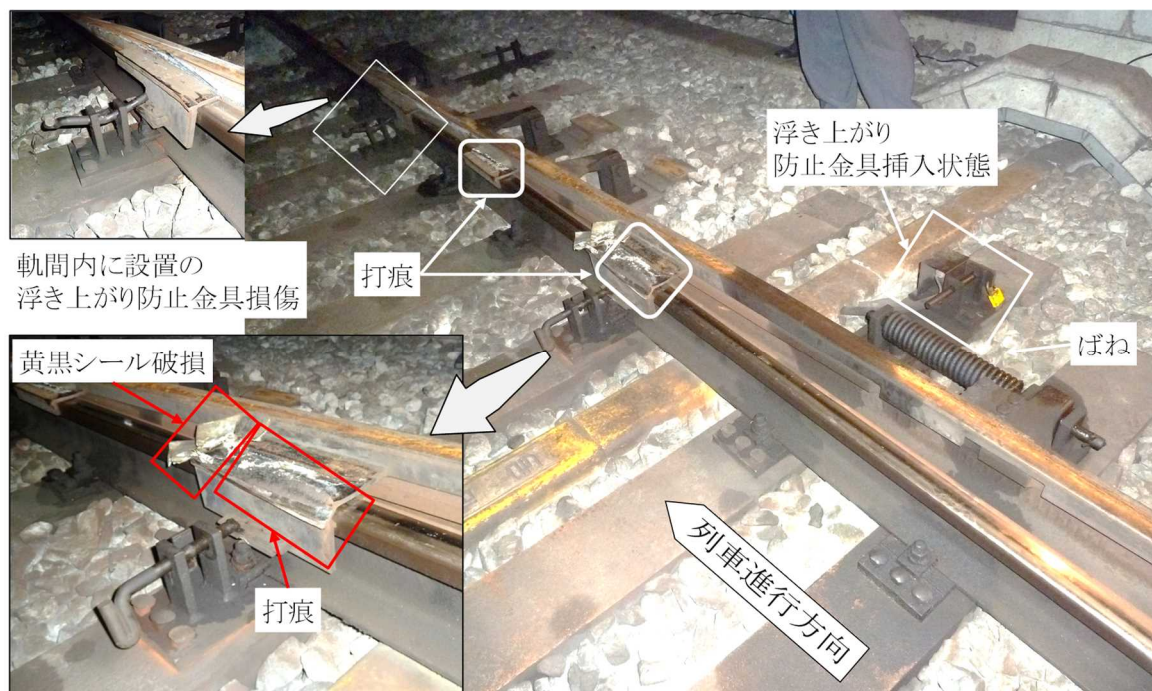
横浜市交通局の1号線湘南台駅発あざみ野駅行き上り普通第532列車（6両編成）の運転士は、令和元年6月6日（木）5時22分ごろ、下飯田駅を定刻に出発した後、走行中に突き上げるような衝撃を受けた。

このため、運転士は非常ブレーキを扱い、運輸司令に非常に大きな音とともに突き上げるような衝撃を受け、非常ブレーキを扱い停車したこと等を報告した。その後、運輸司令の指示に従って、列車転動防止措置を講じるとともに下飯田駅から駆けつけた駅員と一緒に乗客を降車させ、下飯田駅まで誘導した。

同列車の転動防止を行った際に、列車右側の車輪が横取り装置（横取り材）に乗り上げレール左側に脱線していることを確認した。

列車には、乗客121名及び運転士1名が乗車しており、運転士が軽傷を負った。

<脱線時の横取り装置の状況>



<原因>

本事故は、可動式横取り装置の定期検査において、本線右レールの横取り材の収納を失念しレールに被せたまま作業を終了したところに列車が進行したため、列車の複数の右車輪が横取り材に乗り上げ左側へ脱線したものと推定される。

本線右レールの横取り材の収納を失念したのは、作業終了時に行うべき本線右レールの横取り材が収納されていることを確認しなかったことによるものと推定される。

また、同横取り装置は、横取り材を収納しない状態においても警告灯等の作動を停止することができる構造となっていたことから、警告灯等の消灯確認をもって横取り材が収納されていると思い込んだことが関与した可能性が考えられる。

なお、規程の遵守を徹底するための研修及び数年間定期点検を担当しない職員に対する教育等が十分でなかったことが作業終了時に行うべき確認行為を失念したことに関与した可能性が考えられる。

<必要と考えられる再発防止策>

(1) 検査方法の見直し・確認方法のマニュアル化

点検作業時に点検項目及び作業手順を確認できるチェックシートを作成すること、又は、現在の検査記録簿に追記すること。

(2) 職員に対する教育

規程の遵守を徹底するための研修や役割分担を明確にするための研修を行うとともに、検査頻度の少ない設備に対しては特に研修する機会を設けるなど、交通局本局と現業区が一体となった定期的な教育環境の整備を検討すること。

(3) 横取り装置の改良

本件列車の車輪が乗り上げた横取り装置は、横取り材の収納に関係なく浮き上がり防止金具が挿入できる構造であることから、横取り材が収納状態にならないと警報回転灯（ブザー内蔵）、警告灯等が作動を停止しないような収納忘れを予防する機能を付加することなどの改良を検討すること。

詳細は、[運輸安全委員会ホームページ \(http://www.mlit.go.jp/jtsb\)](http://www.mlit.go.jp/jtsb) より、[鉄道事故調査報告書](#)をご覧ください。

<<参考>>

横取り装置

(茶色は、脱線の原因となった右横取り材)

